

平成30年第2回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第1日目）
総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 平成30年6月20日（水） 午前11時37分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|-----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 板垣千代子君 |
| 3番 | 小杉和也君 | 4番 | 板垣一徳君 |
| 5番 | 本間清人君 | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|--------|------|
| 河村幸雄君 | 稲葉久美子君 | 渡辺昌君 |
| 竹内喜代嗣君 | 小林重平君 | 山田勉君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|-------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 総務課長 | 佐藤憲昭君 |
| 財政課長 | 田邊覚君 |
| 同課契約検査室長 | 小川智也君 |
| 同課財務係副参事 | 長谷部淳君 |
| 同課管財係長 | 須貝直毅君 |
| 政策推進課長 | 東海林豊君 |
| 同課企画政策室長 | 田中和仁君 |
| 同課情報化推進室長 | 本間憲一君 |
| 自治振興課長 | 大滝寿君 |
| 同課自治振興室長 | 前川龍也君 |
| 同課公共交通係副参事 | 細野弘明君 |
| 会計管理者会計課長 | 松田明君 |
| 消防長 | 長研一君 |
| 消防本部次長 | 小島邦広君 |
| 消防本部総務課長 | 倉松淳志君 |
| 選管・監査事務局長 | 佐藤直人君 |
| 監査委員事務局次長 | 鈴木一良君 |
| 選管事務局次長 | 齋藤正栄君 |
| 荒川支所長 | 小川剛君 |
| 神林支所長 | 石田秀一君 |

朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	斎 藤 一 浩 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学 校 教 育 課 長	木 村 正 夫 君
同 課 参 事	伊 藤 浩 君
同 課 教 育 総 務 室 長	榎 本 治 生 君
同 課 学 校 施 設 係 課 長 補 佐	園 部 裕 昭 君
生 涯 学 習 課 長	板 垣 敏 幸 君
同 課 教 育 情 報 セ ン タ ー 長	菅 原 明 君
同 課 社 会 教 育 推 進 室 長	太 田 秀 哉 君
同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	永 田 満 君
同 課 文 化 行 政 推 進 室 長	吉 井 雅 勇 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
次 長	大 西 恵 子

(午前11時37分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算審査特別委員会に設置した総務文教分科会の所管事務について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には総務文教常任委員長、副分科会長には総務文教常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を総務文教分科会長に願った。

分科会長（鈴木いせ子君）総務分科会の開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）のうち総務文教分科会所管分についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 板垣敏幸君、総務課長 佐藤憲昭君、財政課長 田邊 覚君、自治振興課長 大滝 寿君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 県支出金

（説明）

生涯学習課長 それでは、9P、10Pである。15款2項4目農林水産業費補助金、2節の林業費補助金である。こちらについては、「越後の木」普及促進事業補助金50万円の新規追加である。こちらについては、（仮称）村上市スケートパーク建設事業に当たって、市産材の伐採から製材加工、施設完成までの映像記録を作成することとして事業を行うものであって、そちらに対しての県の補助金である。これらを活用して市ホー

ムページ、公共施設などで映像発信して、地元産材の流出促進、地域林業の活性化を図ることを目的として行うものである。次に、15款2項7目教育費県補助金、2節社会教育非常補助金である。こちらについては、地域活性化推進事業費補助金として5,000万円の新規追加である。こちらについては、(仮称)村上市スケートパーク建設事業の芝生広場等整備事業及び駐車場の整備工事について、新潟県の地域活性化推進事業、ハード事業の採択を受けたので、これを追加計上したものだ。以上だ。

第17款 寄附金

(説明)

総務 課長 その下、17款寄附金、1目の一般寄附金であるが、これ4月23日にお一人の方から善意の個人寄附をいただいた。なお、諸般の報告において報告がなされなかったわけであるが、4月23日にご本人から公表しないでほしい旨の申し出があって、あわせて国の報償、市の報償についても本人から辞退したいという申し出があったわけである。お一人の寄附金である。以上である。

第19款 繰越金

(説明)

財政 課長 その下の第19款繰越金だ。前年度繰越金のうち6,489万円を今回の補正の財源とするものである。

第20款 諸収入

(説明)

自治振興課長 続いて、20款6項6目1節の総務雑入である。500万円を新規要望させていただく。この雑収入については、コミュニティ助成自治総合センターの交付金として今年度約30件ほどの申請が上げたのですが、神林地区の牧目、それから村上地区の岩船地蔵町各250万円の交付決定を受けて要求させていただいた。よろしく願いいたす。

生涯学習課長 同じく20款6項6目雑入の9節教育雑入である。スポーツ振興くじ助成金であるが、交付申請を行っていた日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金について、2,000万円の交付申請をしていたところであるが、申請額の8割の交付ということで内定通知があって、1,600万円となったので、400万円を減額させていただくものだ。以上だ。

第21款 市債

(説明)

財政 課長 その下のページから次のページにわたってなのだが、第21款市債だ。12Pの説明欄のほうごらんいただきたいと思う。まず、1点目のレクリエーション・スポーツ債、先ほど第15款で説明のあったとおり、スケートパーク建設事業が県の「越後の木」普及促進事業補助金及び地域活性化推進事業補助金認められたことによって、当初この事業の財源として予定していた起債分、この計画額を減らすものである。2点目の林道施設災害復旧事業債は、5月の豪雨によって被害を受けた林道柏尾猿沢線の原形復旧事業経費のうち、県の補助対象以外の部分について起債対応するものである。以上である。

歳入

第15款 県支出金、第17款 寄附金、第19款 繰越金、第20款 諸収入、第21款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

自治振興課長 それでは、13、14Pをごらんください。歳出、2款1項13目11節から19節までの5節についての説明をさせていただく。説明欄1、空き家バンクの移住応援補助金ということで200万円を追加要求させていただく。それから、この件については、現在予算額300万円ほど予定していたけれども、現時点でもう200万円ほどを支出していて、残り100万円ということ、それから現状での住宅の購入費の方から3件ほどやはり相談を受けていて、これが支出見込まれることから計上させていただいている。それから、説明欄2の協働のまちづくり推進事業経費のコミュニティ助成補助金だが、これは先ほどの牧目及びそれから岩船地蔵町の250万円を支出するものだ。それから、説明欄3の地域おこし推進事業費に関しては、消耗品費1万6,000円、ハウスクリーニング12万円、公用車のリース代がマイナス34万9,000円、それから機械器具の購入費ということで21万3,000円ということで計上させていただいた。プラスについては、隊員の活動に関する備品の購入、もしくは消耗品として購入させていただきたいものである。それから、公用車のリース代については、新規の隊員に関する公用車のリース契約が終わって、その差額分を落とさせていただくというものだ。以上だ。

第9款 消防費

(説 明)

総務 課長 それでは、17、18Pをお開きください。第9款消防費、5目の災害対策費である。これについては、5月18日、19日の豪雨対応の時間外手当であって、ちなみに一般職が89名、管理職、課長補佐以上になるが、延べ人数で72名ほど出動している。よろしく願いいたす。

第10款 教育費

(説 明)

生涯学習課長 同じく10款5項2目保健体育施設費であるが、先ほどの(仮称)村上市スケートパーク建設事業に係る収入の補正に伴う歳出の財源更正である。

第14款 予備費

(説 明)

財政 課長 このページ一番下になるけれども、第14款予備費だが、今回の端数調整のための計上になっている。

第3条、第3表 地方債補正

(説明)

財政 課長 それでは、5Pのほうまでお戻りいただきたいと思う。第3条地方債補正だが、上のほうの1つ目の表だけれども、災害復旧事業債2,750万円を追加するものだ。先ほどご説明したものである。また、2つ目の保健体育債については、当初予算額から今回4,540万円を減じて限度額を変更するものである。以上である。

歳出

第2款 総務費、第9款 消防費、第10款 教育費、第14款 予備費、第3条、第3表 地方債補正

(質疑)

本間 清人 17、18P、総務課のその先般の5月18、19の防災対応についての時間外手当、管理職手当、先ほどの説明で管理職72名延べということだったのだが、一般質問等でもちょっとかなり言わせていただいたその処分の件、それは今どういうふうな。

副市長 懲戒委員会では一定の結論を得て、それを市長のほうに報告をいたしたけれども、市長が答弁申し上げたように、そのことを踏まえてこの重要性を鑑みていましばらく時間を欲しいということで、今段階でまだ市長の決裁はおいていないという状況である。第三者の方の意見も参考にしながら決定したいという市長の意向であって、今のところまだ保留の段階である。

板垣 一徳 参考までに、総務課長ちょっと教えてもらいたいのは、この災害の皆さんがご苦労した分が今この165万円かかったわけだね。この農地災害であれ、林業災害であれ、災害になると国の補助率があるよね。これを事務的ないわゆるというのは、こっから何か上げてやってもらおうとか、でも自動的に向こうから交付金に算入してくるのか、それどういうふうになっている。

財政 課長 今回のような場合の人件費について、特に国からの財源手当がされるということはないように記憶している。

佐藤 重陽 非常に細かい、けちくさいこと聞くかもしれないけれども、14Pの地域活性化推進費の説明欄のその公用車リース料の減額が出ていたけれども、その地域協力隊の活用するための、市に私いつも体育館の下見て歩くと、結構と公用車の、かなり年季の入ったのもあるのかもしれないけれども、軽自動車結構あるような気がしてならないのだけれども、あの辺をリースでなく、保険や何かだってリースだからといっても自前のものだって掛ければ同じなのだろうから、あの辺の活用というのは難しいのか。それとも、時期を見て処分をするためにあるのかどうなのかななんて思ってたのだが、どんなものだ。いや、それともやっぱりあれ実際には使われていて足りないのかもしれないし、ちょっとわからないのだけれども。

総務 課長 公用車一般の話だと思うのであるので、私のほうから答弁させていただくが、確かに古い軽自動車たくさんあるが、我慢して使っているわけであるが、公用車については、満足のいく台数ではないことは確かである。今回地域おこし推進事業については、このリース料についてもたしか交付金の対象になっているので、その辺の対応でこういうふうにならなくなったのかなというふうに思っている。

本間 清人 同じページで空き家バンクのその200万円なのだけれども、先ほどの答弁で今後もその何か見込みがあるというような今お話だったけれども、ちょっとどういったよう

な方が今その空き家バンク利用しようとしているのだから、その辺教えていただけるか。

自治振興課長 空き家バンクについては、この空き家バンクの移住応援補助金というのが購入後1年間という条件つきで、期間つきである。その間に住宅を直したというような方についての予算の範囲内での支給ということなのだけれども、昨年度6件ほどの、一般の答弁書の中でも説明させていただいたが、その中でもう既に6件ほど売れた中でのこの補助金を使った方というのが今の2件ほど、100万円ずつ2件ほど支出させていただいている。それで、購入者の方というのが新潟県から、それから関東圏の方ということで購入していただいた。あくまでも定住対策、移住ということでの空き家バンクであるので、利用者の方、私どもも空き家バンクを購入されるときに相談においでになったときに、こういう制度もあるよということで紹介させていただいて、それで改修のためにその制度を使いたいという方がいたらその旨ご案内をさせていただいているというような状況である。

本間 清人 これ、では移住だから市内の方には対象にならないわけだね。その2件が今新潟とあとは関東圏という話で、その2件分の購入後1年間でのリフォームだと。それにそうすると1件100万円。上限が100万円ということでの理解でいいわけだね。

自治振興課長 購入された方の範囲が実際この補助金を使ったのが新潟、関東圏ということことは、そこまで私は今手持ちにないので、はっきりはしていないのだけれども、上限100万円単世帯で、要は1世代で3分の1の上限100万円、それから2世代にわたっての移住になると2分の1、それが3世代になると3分の2ということでの負担割合が条件が変わって、限度額は100万円ということでもらせていただいている。ちなみに、昨年度の支出は2件ほどで、100万円と12万円ちょっとぐらいの支出になっていたのだが、今年度その昨年度末からの購入者がかなり、6件ほどが全部年度末に集中していたために、要は新年度になってからの支出、それから今年度もたしか1件販売されて、その後またその問い合わせ等での購入希望があるということでも伺っている。それから、移住者ではない市内の方向けということでは、空き家バンクという制度での販売というか紹介ができないものだから、そういう方にも中にはやっぱりあるので、その場合は空き家バンクの登録を取り下げさせていただいて、他県の方たちと個人的に交渉したりとかというようなケースも、今までも何カ所かあったというようなことでも伺っている。

本間 清人 そうすると、これ簡単に上限100万円が1世帯、例えば3世帯、おじいちゃん、お父さん、せがれみたいな3世帯で移住してきた場合に、3分の2ということは、1世帯に100万円だから、その上限額は300万円、その3分の2ということだから・

自治振興課長 済みません、説明がうまくいかないみたいなのだが、単世帯というのは、3分の1というのは300万円をかけて改修をすれば100万円の上限額で補助が出る。それから、2世代にわたってというのは、200万円の改修費で100万円が出る。それから、3世代ということであれば150万円の改修費で100万円が出ると、そういうような制度だ。

本間 清人 わかった。では、上限額はあくまで世代が3世代だろうが4世代だろうが5世代だろうが100万円なのだと。ただ、その使う金額が1世帯の場合は300万円以上に対して3分の1の補助になるのだと。あとは200万円、150万円という上限があって、それ以上の場合は100万円を出す。それ以下の場合は、それに見合った2分の1、3分の1の割合で補助金を出すよということなのだね。わかった。

自治振興課長 そのとおりだ。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 14Pの地域活性化推進費の中のこの3番目の地域おこし協力隊に関してなのだけれども、今現在協力隊募集しているか。もししているようだったら、地域と業務内容を教えてくれ。

自治振興課長 現在は、募集は今のところしていない。実は、昨年度末に山北地区で2人ほど欠員というか、募集したのだけれども、決定を出したのだが、辞退された方が1名、それから募集しても集まらなかった方が1件あった。その後、そのまま募集を随時募集に切りかえて、それでちょっと募集の仕方を変えたのだが、ついせんだってその2つの応募者が集まって、今内定というか確認書を取り交わしているところである。就任は8月1日からを予定していて、山北地区にはもう2人ほどしな布と、それから当初耕作放棄地的な部分を担っていただけないかということで募集したのだが、なかなかその農業後継という部分が全国的にも多いものだから人が集まらなかったということで、もうちょっと工夫して日本国を絡めたそのネイチャーガイドと、それから耕作放棄地を有効活用できないかというような格好で募集したところ応募者がいて、地元の面談会、面接を通して合格をさせたいというような意向があって、本人に確認をとって手続中である。以上だ。

渡辺 昌 当初計画した方が見つからなくても、今おっしゃったように業務内容変えながら今後募集していくという考え方でよろしいのか。

自治振興課長 将来的なことはあれなのだけれども、今回業務内容を変えたというよりは、その募集の仕方、加えたような格好で、要は引きつける内容がないとなかなか、国は昨年度末で約5,000人ほど協力隊員が今いるというような話であるし、自治体でも約1,000弱の自治体が募集をしている。その中で、人を引っ張ってこなければいけないというようなことなので、いろいろ工夫をして私どももやらせていただきたいなというふうに思っている。

【賛否態度の発言】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち総務文教分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

(午後0時04分)